

徳島県告示第五百三十四号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測量の種類	測量をする地域	測量をする期間
基本測量（電子基準点付属標取付観測）	三好市	令和二年九月一日から 令和二年十二月三十一日まで